

≪配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。≫

平成29年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額が改正されました。この改正は、平成31年度(平成30年中の所得)の町民税・県民税から適用されます。

○配偶者控除の改正内容

夫(又は妻)の合計所得金額に応じて控除額が改正され、合計所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除が受けられなくなりました。

※配偶者控除は、配偶者の所得が38万円以下(給与収入でのみの場合103万円以下)である場合に対象となります。

	納税義務者の合計所得金額 ※()内は給与収入のみの場合に対応する収入金額。			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
	控 除 額			
配偶者控除 (その年の12月31日時点で70歳未満)	33万円	22万円	11万円	適用なし
老人配偶者控除 (その年の12月31日時点で70歳以上)	38万円	26万円	13万円	

○配偶者特別控除の改正内容

夫(又は妻)の合計所得に応じて控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました。(※改正前:配偶者の合計所得金額38万円超76万円未満)

	納税義務者の合計所得金額 ※()内は給与収入のみの場合に対応する収入金額。				
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
	控 除 額				
配偶者の合計所得金額(給与収入だけの場合の給与収入金額)	38万円超90万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円	適用なし
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下 (160万円超166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下 (166万8千円超175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下 (175万2千円超183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下 (183万2千円超190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下 (190万4千円超197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円	
	123万円超(201万6千円以上)	適用なし			